

第3子加算について

4月から大学生年代(※1)となる子は、児童手当支給対象外の年齢になります。
 ただし、「監護相当・生計費の負担についての確認書」「額改定認定請求書」等の必要書類を提出し、要件を満たした場合、第3子以降(上の子から数えて3番目以降の子)の増額を継続して受けることができます。

未提出の場合は、加算(増額)前の支給額(※2)となり、多子加算されません。なお、遡って支給は出来ませんのでご注意ください。



※1 18歳～22歳になる年度末までの子
 ※2 0～3歳(誕生日)まで「15,000円」以降、「10,000円」

(例)

3月末まで

4月以降

【多子加算申請済み】

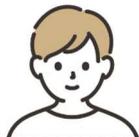
22歳



第1子 支給対象外

【多子加算申請済み】

20歳
(3月短大卒業予定)



第2子 支給対象外

18歳



第3子 **30,000円**
(第3子加算)

14歳



第4子 **30,000円**
(第3子加算)



〈提出した場合〉



対象外 支給対象外



第1子 支給対象外

(進学・就職等しても、生計費の負担等している場合は加算対象です)



第2子 支給対象外

(進学・就職等しても、生計費の負担等している場合は加算対象です)

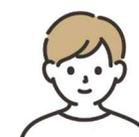


第3子 **30,000円**
(第3子加算)

〈未提出の場合〉



対象外 支給対象外



対象外 支給対象外



対象外 支給対象外



第1子 **10,000円**



- ◆ 「進学・就職等」「同居・別居」問わず、監護(生計費負担等)している場合は、第3子加算(増額)の対象となります。
- ◆ 短大・専門学校等：卒業後も監護している場合は、加算(増額)対象となりますので、確認書等の提出をお願いします。
- ◆ 就職・その他：就職後も監護している場合は、加算(増額)対象となりますので、確認書等の提出をお願いします。

